

目次

- 第 1 章 通則(第 1 条—第 12 条)
- 第 2 章 会議及び規律(第 13 条—第 20 条)
- 第 3 章 公聴会(第 21 条—第 26 条)
- 第 4 章 参考人(第 27 条)
- 第 5 章 記録(第 28 条)
- 第 6 章 補則(第 29 条)

附則

第 1 章 通則

(常任委員会の設置)

第 1 条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務常任委員会 6 人

税財政に関すること。

消防関係に関すること。

財産営造物に関すること。

議会に関すること。

農業、林業、畜産、水産、商工業、観光事業及び地方振興に関すること。

その他、他委員会に属しないこと。

(2) 社会文教常任委員会 6 人

社会、保険、衛生、教育、学芸、文化、公害に関すること。

(3) 建設常任委員会 6 人

土木、建築、都市計画、上下水道、交通、港湾に関すること。

(4) 議会広報常任委員会 8 人

「議会だより」の編集及び発行並びにホームページの更新に関すること。

(平 19 条例 16・一部改正)

(常任委員の任期)

第 3 条 常任委員の任期は、2 年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(常任委員の任期の起算)

第 4 条 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が任期満了の前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(議会運営委員会の設置)

第 5 条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の定数は、7 人とする。

3 前項の委員の任期については、前 2 条の規定を準用する。

(平 19 条例 16・一部改正)

(特別委員会の設置)

第 6 条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任)

第 7 条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前 30 日以内に行うことができる。

3 議長は常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、[第 3 条\(常任委員の任期\)第 2 項](#)の例による。

(平 19 条例 16・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 8 条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期とする。

(委員長及び副委員長がともにいないときの互選)

第 9 条 委員長及び副委員長がともにいないときの互選は、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理、秩序保持権)

第 10 条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第 11 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、又は欠けたときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任)

第 12 条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

(平 19 条例 16・一部改正)

第 2 章 会議及び規律

(招集)

第 13 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第 14 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、[第 16 条\(委員長及び委員の除斥\)](#)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りではない。

(表決)

第 15 条 委員会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることはできない。

(委員長及び委員の除斥)

第 16 条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第 17 条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得たものが傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第 18 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第 19 条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員、その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は委嘱を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第20条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

第3章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第21条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件、その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第23条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第24条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言が、その範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第25条 委員は、公述人に対して質疑することができる。

2 公述人は委員に対して質疑することができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第4章 参考人

(参考人)

第27条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、[第24条\(公述人の発言\)](#)、[第25条\(委員と公述人の質疑\)](#)及び[第26条\(代理人又は文書による意見の陳述\)](#)の規定を準用する。

第5章 記録

(記録)

第28条 委員長は、職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(平19条例16・一部改正)

第6章 補則

(会議規則との関係)

第29条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成18年4月6日から施行する。

附 則(平成19年3月7日条例第16号)

この条例は、平成19年5月1日から施行する。

